

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年9月12日付け令和7年北海道警察本部告示第575号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等
支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
スマートフォン25台の通信サービス契約 一式（初期費用及び1月当たり単価）
 - (2) 調達をする特定役務の仕様その他の明細 仕様書による。
 - (3) 契約期間 令和7年12月1日から令和11年11月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
令和7年北海道警察本部告示第574号に規定するスマートフォン25台の通信サービス契約に関する資格を有すること。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
 - (2) 入札日時 令和7年10月24日（金）午後2時30分（送付による場合は、同月23日（木）午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 開札に立ち会う者に関する事項
 - (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
 - (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
 - (2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公示
令和7年7月1日付け北海道警察本部告示第438号
- 9 落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（初期費用及び1月当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（初期費用及び1月当たりの単価に契約月数を乗じて得た額の合計額）が最低である入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
なお、再度の入札に付し、落札者がいないときは、次の方法により随意契約を行う。
 - (1) すべての入札金額が最低である場合
当該最低入札者から見積書を徴する。
 - (2) すべての入札金額が最低である入札がない場合
入札参加者のうち、入札金額の初期費用及び1月当たりの単価に契約月数を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする（上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、上記合計金額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを参加させる。）。
この場合、すべての見積金額（初期費用及び1月当たりの単価）が、財務規則第151

条第1項の規定により定められた予定価格（初期費用及び1月当たりの単価）の範囲内の価格で、かつ、見積金額の初期費用及び1月当たりの単価に契約月数を乗じて得た額の合計額が最低の見積りをした者（有効な見積りに限る。）を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

12 仕様書の交付

- (1) 仕様書
交付する。
- (2) 交付期間
令和7年9月12日（金）から同年10月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前9時から午後5時までの間
- (3) 交付場所
北海道警察本部生活安全部生活安全企画課
- (4) 仕様書の取扱い
ア 仕様書の複写並びに本契約に関係ない第三者に対する譲渡、閲覧及び交付を禁ずる。
イ 仕様書は、5の(2)の入札執行日時までに必ず返却すること。

13 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（初期費用及び1月当たり単価）を記載すること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
ウ 電話番号 電話番号011-251-0110 内線 2254
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) 入札の取りやめ又は延期
この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (8) 入札の変更又は取りやめ
この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。
- (9) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (10) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) その他
入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。